

【令和5年1月1日付け処分】

(1)	
役職段階	主査
性別	男性
年代	40代
事案の概要	付与された年次有給休暇を超えて、正当な理由なく勤務を欠いたことにより、公務の運営に支障を及ぼした。
処分量定	減給10分の1(1か月)

上記事案(1)に関連して行う訓戒措置 なし